

猟銃等工場等移転許可の許可（法第12条）

公共の安全を確保する見地から、武器及び猟銃等の取り扱いは規制されています。猟銃等の工場又は事業場もしくは店舗を移転しようとするときは、工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

○猟銃等工場等移転許可申請の審査基準

1 猟銃等の保管のための設備が次の要件を備えていること

- (1) 管理上支障がない場所にあること。
- (2) 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であって、確実に施錠できる錠を備えているもの

ロ くさり等によって猟銃等を堅固に固定しうる設備であって、当該くさり等に施錠できる錠を備えているもの

- (3) 保管する猟銃等の数量に応じた収納能力を有すること。
- (4) 容易に持ち運びができないこと。
- (5) 非常の際、外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の付近に当該装置を備えている場合は、この限りではない。

○猟銃等工場等移転許可申請関係書類

提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

- 1 猟銃等工場等移転許可申請書
- 2 建築基準法による建築確認通知書の写し、その他関連法規による許可書の写し
- 3 土地の登記簿謄本（申請者が当該土地所有者の場合）
- 4 土地使用承諾書（申請者以外が土地所有者の場合）
- 5 案内図
- 6 工場又は事業場もしくは店舗の構造図及び工場又は事業場もしくは店舗内配置図
- 7 猟銃等の保管設備（陳列ケース等含む。）の構造図
- 8 工場又は事業場もしくは店舗及び猟銃等の保管設備（陳列ケース等含む、）に対する警報装置の設置図及び配線図
- 9 製造のために使用する設備又は工具一覧表
- 10 申請手数料
 - (1) 製造事業者が移転する場合 78,000円
 - (2) 販売事業者が移転する場合 61,000円

○申請にあたっての注意事項

- 1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。